

大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第3号

大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年大和市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を、「管理職手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第15条第3項第2号中「(」の次に「第15条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員並びに」を加え、「のうち、」を「(」に改め、「定める職員」の次に「に限る。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第15条の2 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第25条第1項中「及び管理職手当」を「、管理職手当及び管理職員特別勤務手当」に改め、同条第2項中「及び通勤手当」を「、通勤手当及び在宅勤務等手当」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。